

(一) 各省の立場を離れ、國家的視野に立って科学行政の総合的基本政策を樹立し、且つ国家的見地に立ち各省間の科学行政を緊密に調整を必要とする事項、例えば衛生、防災、科学技術省科政の収集等の事項は、これを科学技術庁において一本にまとめて所管することは差支えないと考える。

(二) 併しながら(一)に述べた科学行政以外の事項、例えば各省のみが所管する科学行政については、これを現状のままにしておく方が重複もなく、磨擦を生ずる虞も少ないと考える。従つて社会保険、社会福祉、公衆衛生、医療等の当省所管の科学行政については、科学技術庁における所管することは不適当である。

(三) かかる意味からして、各省の科学技術庁との関係は現在の各省と科学技術行政協議会との関係と同様に各省間の科学行政の基本的事項の連絡調整を行なうことが、科学技術庁を設置することの趣

旨に鑑み合目的的であると考える。

厚生省

科学技術庁設置法案を次のとおり修正すべきで
ある。

(1) オ三条オ二号の総合調整は「基本的項目」の総合調整に限定すること。

(3) 第三条第5号の予算見積の総合調整は、科学技術庁が各省の科学研
究予算を査定することとなると考えられ、その上に大臣感者の査定を受け

ることは、行政事務簡素化の折から不適当であるが、削除するのこと。

これは、二で述べた理由よりして不適当であるからオ三茶沖七号は

削除する二。

附則十二項の科学技術行政協議会法の改正案文
大十二案十一項十二号

ナ三号及びナ二項を削除するニ。

(中) 併林業の開拓により、植樹率は年々増加の一途を辿り、森林構造も複雑化され、多様化する傾向にある。

参考

科学技術庁設置法

(目的)

第一条 二の法律は、科学技術庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、科学技術庁を設置する。

2 科学技術庁の長は、科学技術庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

(所掌事務及び権限)

第三条 科学技術庁の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律へ法律に基く命令を含むべしに従つてなされなければならない。

- 一 科学技術に関する総合的且つ基本的な施策を企画立案すること。
- 二 因縁各行政機関の所管に属する科学技術に関する事項の総合調整を行うこと。

三 科学技術に関する国際的事業の実施に関する事項をとりまとめること。

四 科学技術に関する研究及びその実用化の促進に関する事項の総合的な企画立案を行うこと。

五 科学技術に関する研究、試験等の助成その他科学技術の振興を図るための交付金、補助金等の予算見積並びに政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に要する予算見積につきとの総合調整を行うこと。

六 資源の総合的利用及び防災に関する調査並に関係各行政機関の資源の総合的利用及び防災に関する事務の総合調整を行うこと。

七 科学技術に関する試験研究（特定の行政機関の主管に属するものを除く。）及び調査を行うこと。

八 所掌事務に關し必要な資料の収集を行うこと。

九 科学技術行政協議会の審議を経た日本学術会議の答申又は勧告につき必要な行政指置を講ずること。

十 科学技術行政協議会の事務を処理すること。
(内部部局)

第四条 科学技術庁に、長官官房及び左の二部を置く。

企画調整部

資源調査部

2 長官官房においては、人事、会計及庶務に関する事務をつかさどる。

3 企画調整部においては、前条第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

4 資源調査部においては、前条第六号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。
(特別な職)

第五条 科学技術庁に、次長一人を置く。

2 次長は長官を助け、府務を整理する。

3 科学技術庁に、科学技術官十人以内を置く。

4 科学技術官は、長官の命を受け、重要な庁務に参画する。

5 科学技術庁に、調査官十人以内を置く。

6 調査官は、上司の命を受け、専門的専項の調査に参画する。

(附属機関)

第六条 第十二条に規定するものの外、科学技術庁に、左の附属機関を置く。

資源調査所

中央航空研究所

科学技術資料所

(資源調査所)

第七条 資源調査所は、地質及地下資源の調査並びにこれに関する研究、技術指導その他これに附帯する業務を行う機関とする。

(防災研究所)

第八条 防災研究所は、風、水、地にり等の災害防止に関する研究を行う機関とする。
(中央航空研究所)

第九条 中央航空研究所は、航空及び航空機に関する技術の総合研究を行う機関とする。
(科学技術資料所)

第十条 科学技術資料所は、内外の科学技術に関する情報及び資料の収集整理及び提供を行う機関とする。

(附属機関の組織等)

第十三条 資源調査所、防災研究所、中央航空研究所及科学技術資料所の組織、所掌事務その他必要な事項については、それぞれ政令で定める。

(その他の附属機関)

第十四条 左の表の上欄に掲げる機関は、科学技術庁の附属機関として置かれるものとし、その設計の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的	的
科学技術振興審議会	地方産業及び輸出産業の発展に必要な技術の振興、新技術の工業化に必要な融資、海外科学技術の導入及び科学機械の輸入並びに海外科学技術習得のための渡航等について調査審議すること。	
資源調査審議会	資源の総合的利用のための方策及開拓各行政機関が樹立する資源の利用計画の総合調整に關し調査審議すること。	
防災審議会	防災に関する総合的施策についての重要事項を調査審議すること。	
航空技術審議会	航空技術の研究に関する重要事項及び関係各行政機関の相互の間の航空技術に関する行政の連絡調整のため必要な事項を調査審議すること。	

(その他の附屬機関の組織等)

第十三条 前条に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員については、他の法律へ法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

(職員)

第十四条 科学技術庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第十五条 科学技術庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。但し、第六条から第十一条までの規定は、別に法律で定める日から施行する。
- 2 科学行政協議会法(昭和二十三年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「措置」を「事項」に改める。
- 第二条を次のように改める。

(審議事項)

第二条 協議会は、左に掲げる事項について審議する。

- 一 科学技術振興の基本方策
- 二 科学技術関係の予算見積の基本方針
- 三 国立研究機関及び政府出資の科学技術振興機関の新設及改廃

四 科学技術關係の国際条約への加入の可否

五 政府が行うべき科学技術に関する国際的事業の実施の可否

六 科学技術に関する關係各行政機関相互の連絡調整につき特に重要な事項

七 日本學術會議の答申又は勧告を行政に反映させるために必要な措置

八 政府が日本學術會議に諮詢すべき事項の選定

2 關係各行政機関の長は、その所掌に属する事項のうち前項①号から⑤号までに掲げるものについては、あらかじめ協議会の審議を求めるに必要な措置

第四条第ニ項を次のように改める。

2 副会長は、科学技術庁長官をもつて充てる。

第八条を次のように改める。

(事務)

第八条 協議会の事務は、科学技術庁において処理する。

3 資源調査会設置法(昭和二十七年法律第二百六十四号)は、廃止する。

32外

中切

4 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項の序の欄中「經濟審議厅」を「經濟審議厅」に改める。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項の表科学技術行政協議会の項の目的の欄中「指置」を「事項」に改め、同表中資源調査会の項を削る。

第六十七条第一項の表中「經濟審議厅」を「經濟審議厅」に改める。

「經濟審議厅」	「經濟審議厅」	「經濟審議厅設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)」
科学技術庁	「經濟審議厅設置法(昭和二十九年法律第二百六十三号)」	

8 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項の表總理府の項中「一九一九人」を「一八六七人に、「經濟審議厅」計六六・一七二八人」に改める。

「經濟審議厅」	六六・一七二八人
計	三九五人

「経済審議会 三九五人
科学技術庁 一四〇人
計 六六、二二〇人」に同表合計の項中「六九四、三四七人」を「六九四、三

九五人」に改める。

7 この法律施行の際、現に科学技術行政協議会事務局及び資源調査会事務局の職員である者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもつて科学技術庁の職員となるものとする。

理由

科学技術の振興を図るため、科学技術に関する総合的且つ基本的な施策の企画立案、関係各行政機関の行う科学技術行政の総合調整及び科学技術に関する試験研究等を行うことを目的とする科学技術庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生省発總第一九号

昭和二十九年二月二十六日

厚生事務次官

内閣官房長官殿

科学技術庁設置法案に対する意見について
二月二十五日の次官会議に提出された標記法案について、左記の意見を提出する。

記

○ 各省の立場を離れ、国家的視野に立つて科学行政の総合的基本政策を樹立し、且つ、国家的見地に立ち各省間の科学行政で緊急に調整を必要とする事項、例えば航空、防災、科学技術資料の収集等の事項は、これを科学技術庁において一本にまとめて所管することとは差支えないと考える。

○ 併しながら○に述べた科学行政以外の事項、例えば各省のみが所管する科学行政については、これを現状のままにしておく方が重複も少なく磨擦を生ずる虞も少ないと考える。従つて社会保険、社会福祉、公衆衛生、医療等の当省所管の科学行政については、科学技術庁において所管することは不適当である。
○かかる意味からして、各省と科学技術庁との関係は現在の各省と科学技術行政協議会との関係と同様に、各省間の科学行政の基本的事項の連絡調整を行うことが、科学技術庁を設置することの趣旨に鑑み合目的であると考る。
四 従つて科学技術庁設置法案を次のとおり修正すべきである。
(1) 第三条第二号の総合調整は「基本事項」の総合調整に限定すること。
(2) 第三条第四号の趣旨は、同条第一号に含まれるから削除する

こと。

(3) 第三条第五号の予算見積の総合調整は、科学技術庁が各省の科学研究予算を査定することとなると考えられ、その上に大蔵省の査定を受けることは、行政事務簡素化の折から不適当であるから削除すること。

(4) 科学技術庁が自ら試験研究を行い又は試験研究機関を所属することは、口で述べた理由によりして不適当であるから第三条第七号は削除すること。

(5) 第六条から第十一条までを(4)と同様の理由により削除すること。

(6) 附則第二項の科学技術行政協議会法の改正条文第二条第一項第二号、第三号及び第二項を削除すること。

一、科学技術庁設置の必要性

我が国には現在科学行政の統合的基本政策を決定する行政機関はないし、又各省間に亘る科学行政を総合調整するのも十分でないと言つてよい。従つて国家として科学を向上させ、産業の基礎を固め、自立経済達成のため科学を国家の最高政策に反映させることは困難である。現在国立又は公立の試験研究機関は約五〇あり、夫々貧弱な予算を以て、しかも大々的試験研究には十分の連絡がとられていない。

国家予算に占める科学研究費は一一〇億(三〇年度)で、米国の二〇〇億、英國の六〇億に比し、極めて僅少である。各省間の利害相反する科学政策を調整する機関なく、重要な施策が放置され又は試験研究の重複にて行われている例が多い。

二、科学技術振興の諸方策

かよう、全く欠陥を是正する方法として、次のようなことが考えられてゐる。

1. 科学技術行政協議会の強化
2. 経済審議庁の一部署化
3. 科学技術庁の新設

この提案は第三の方法によるものである。

三、科学技術庁法案の「ねらい」

1. 科学技術庁の重要な任務は、次の四点に歸着する。

- (1) 科学技術に関する基本的政策を企画立案すること。
 - (2) 科学技術に関する各省の所管する事項について調整をなすこと。
 - (3) 特定の科学技術に関する試験、研究、調査を行うこと。
 - (4) 科学技術に限らず資源の総合的利用及び防災に関する事務の総合調整を行うこと。
- 改機関の資源の総合的利用及び防災に関する事務の総合調整を行うこと。
2. 右の如き事務を行ふ独立した機関を設ける。
 3. 本庁の機能を十分發揮するため、國務大臣を長とし、技術面においては、権威ある科学技術官を専門分野毎に配置する。
 4. 各行政機関の所管する科学行政については、不要な干渉をしないが、資源調査、防災研究、中央航空研究は本庁の附屬機関にゆく行う。

四、本法案に対する問題点

1. 科学技術に関する統合調整と云うことは、これを実施する場合においては、夫々の行政機関、研究機関等の反対を予想される。又基本的政策の企画立案につづくも同様な事態が起りうるであろう。従つて本庁の機能を十分發揮せしめるためには、強力な権威乃至力が必要である。
- 曾て技術院が國家運動員法を背景として、その機能を果さうとした事がある。現在はかかる背景となる他の法律がない。従つて企画を実施し、調整に従わしめる統制力を本法で規定するか、又は他の立法的措置によ

よるか一々、打出さねばならぬと思ふ。

2. 「資源の総合的利用及び防災に関する調査」（第三條、第六項）は現在資源調査公、気象台、地質調査所、土木研究所等にねりて、調査研究が行われてゐる。もし本法のこの条文により調査を行うとすれば、現存の諸機関を如何なる形において存続せしめるか、又は科学技術庁に吸收するか、重複のない様に十分の考慮が必要であらう。

特に資源調査会は單に科学技術面の調査のみでなく、経済面における機能をも果すべき。これを第十四条の規定する如く、科学技術庁に吸收する際は、科学技術面の調査のみを吸收し、経済面に亘る機能は他の機関に移す措置が必要であらう。

3. 関係行政機関の資源の総合的利用及び防災に関する事務の「総合調整」（第三條、第六項）は、明確に單なる科学技術面の調査とは異なり、広範囲の行政面に亘り、現在經濟審議庁の行う国土総合開発の事業と同一の範疇に属する。したがって、本法案の通りとすれば、經濟審議庁の国土総合開発に関する事務を本府に移さなければならぬが、本府にこのような広汎な経済関係行政を移すことは本法の科学技術庁の任務としては過大なものとなり、科学技術に打ち込まれる重負にはけることになる。本府の人的構成につきも困難な問題が生ずるであろう。

4. 第二條等九項の条文の文意は、一々贅説であるが、次の如く改めると可と想ふ

日本学術會議の答申又は勧告につき、科学技術行政協議会の審議を大々事項に対する必要な行政措置を講すること。

5. 附則第二條は現在のスタートの機能を強化したものである。本法案のように科学技術庁を設けながらスタートを存続するには、主として日本学術會議との関係を考慮してそのと密せりば、本府を設けるならばこれを存置することは問題である。(1) 科学技術庁を設置するならば、協議会は専門的な審議機関として存続せしめ、各行政機関、学術會議等の代表者を以て構成し各専門的の専門的权威を結集して協力せしめ、その結果を科学技術庁に反映せしめる機関とするのが適当と思う。

(2) 別に科学技術を政治経済等と結付けたため、科学政策審議会（假稱）の如き機関を別に設け（有力な閣僚等により構成）、これによつて科学技術の専門的基本的政策を決定し、これに基き各省行政が実施せしめかよう強力なパワフ（第二項所述）

担当者 烏川 茂山 茂農

二八・二・一七

調査立法考査局社会部文教課
社会法令課日本学術会議に対する世論と科学技術庁
設置の問題オ一節 日本学術会議に対する世論
はしがき

数年来日本学術会議に対しては、その活動、組織その他種々の面から論評がなされ、ことに三年一回の会員改選期には様々の論議が展開されている。これらの批判、攻撃、礼讃等を通観して、その可否を一々述べることは難しいので、これら論議の要旨を摘記し、その取捨は一に読者の判断に委せたい。たゞ注意すべきことは、論者が学術会議の使命や組織等の実際を正しく認識した上で立論されているとは限らない。從つてこの問題に关心をもたれる人々は、オ二節によつてその実情を理解されたいと思う。

二 存廢に対する意見

学術会議の廃止を唱える人も、これが全く無用の長物であるから全廢せよと云う如き極論をなす人はない。廃止論者の言も要は、(1)実績が上らない(2)実行し難い雲の上の議論を弄んでいる(3)会員が左翼的な構成で、その活動が左へ偏向している(4)学識経験者で優秀な人が必ずしも会員でなく、又有権者も全科学者を網羅していない(5)科学の行政への浸透、国民生活への普及が殆んど行われていない(6)会員には学閥乃至利益團体の代弁者が多い等、個々の事柄を基点として、本会議の改組又は新機關の設置を企図するものである。

そこで問題は次の点に歸着する。学術会議に対する右の如き論評の生れてくる理由は何処にあるか。火のない所に煙は立たないとすれば、同会議自身反省すべき点は何であるか。学術会議の改組の根據が、果して正しい事實を基礎としてなされているか。その方法が適切なものであるか否か、これらの点を明らかにするため、從来提示された具体的な事項を中心として、世論の要旨を記述する。

三、学術会議の勧告、答申の効果

云うまでもなく学術会議は「我国の科学者の内外に対する代表機関で、科学の向上を図り、行政、産業、国民生活に科学を反映浸透させること」を使命とするものであるが、かかる使命が十分果されてゐるであろうか。

(1)科学者とは「大学卒業後二年以上の者、旧制専門学校卒業後四年以上の者、その他研究歴五年以上の者であり、自ら科学者として活動し又は科学に対する理解を有する人」が基準とされている。この基準自身の決定に異論がない訳ではないが、具体的な標準を決定しようとすればかかる程度に落付かざるをえないだろう。たゞかかる範囲の人々が、科学者として登録されていない事実が問題である。現在既登録者は約八万人である。昭和十九年旧制大学、専門学校の卒業者は別表の通り約五万八千人に上つてゐる。(文部省令七十二年報)

帝国大学	六、〇八八人	専門学校	官立	一五、五七六人
官立大学	一、六三四人		公立	一、二一六人

私立大学	八、六一三人	私立	二四、六八六人
計	一六、五六七人	計	四一、四七六人

又大学、高校の教員のみで、現在約十七万人(国会統計提要、昭二八年版、二五〇一頁)である。これらの数から判断して、所謂科学者たる有資格者がかなり膨大な数に上ると想像するのも一應の根據はある。たゞこれらの悉くが科学者と称しないのも事実であるから、何處に限界を置くかは難かしい問題である。しかし学術会議を真に科学者の代表たらしめるためには、莫大な数を予想せられる未登録の科学者を、喜んで本会議に参加せしめる努力が必要である。

(2)学術会議は発足以来今日まで五ヶ年間に科学に関する審議機關として、科学の向上を計り、行政・産業等に科学を反映させるため、政府に対し勧告一二七件、諮詢答申四〇件を行つてゐる。これらの中予算その他の理由から、直に採択されなかつたものもあるが、大部分は行政・産業面に生かされている。例えは、かつて国立大学管理法文部省私案が世論を沸

せた時、学術会議の「民主主義的機関を設置して検討せよ」と云う勧告はこの通り受け入れられた。又行政整理に際して「研究機関の機能を損傷しないよう特別の考慮を拂うべし」と云う勧告も採択されている。工業化試験に対する特別融資を目的とする産業技術開発金庫設置案も、開発銀行の融資として形をかえて実現された。ユネスコ国内委員会の発足、文部省科学研究費の配分等にも本会議は重要な役割を果すことが出来た。しかし例えば、学術情報所、温泉研究所、癡研究所の設置の如き予算的措置や行政機構の変更を必要とするもののうちには、直に実現されなかつたものも少くない。これらの詳細は学術会議事務局篇「学術会議勧告諮詢申」及び科学技術協議会事務局篇「科学技術協議会の業務」等によつて、具体的に理解しうる。

かかる勧告中、例えは原子力、平和教育等に関するものがあり、世論の批判をうけた。かかる問題の取扱いについて、例えは原子力の場合、こゝ研究を日本で行うことが直ちに侵略戦への協力と汲取られて非難されている。筆者はこの論議の内容の可否を決する資格を有しないが、とにかく世論の興味を惹起した場合、会議自身によつて説明又は声明をなし、その正しいと信ずる点及び事柄の真相を積極的に世論に訴えることが必要ではなかろうか。世論の力強い支持をうることによつて、政府に対する発言力を強化する方法を更に考慮されてよいと云う意見は傾聴に値する。

(3) 本会議の斡旋によつて学会・研究機関・研究者との連絡のため、全国に分化散在する約三千の学会を統合し、分野別に連合学会が結成された。從来統合学会が少いため、相互の連絡統一に不便であつたのに比べ、現在は非常な事情の改善が行われている。

(4) 専門の研究報告、特定題目の討論会研究会等が、全国的又は地方区的に学術会議の援助によつて活発に行われ、年間約五十回に達している。又研究報告、国内重要論文の集録、紀要等が、学術会議内の委員会毎に刊行され、現在まで約三十六種に及んでいる。かかる研究会、学会の援助や文献の出版等は、科学の振興上意義深いものであり、これらの活動にもし不備があるとすれば、予算の不十分なこと及びこれを担当する職

員の不足に基くようである。

(5) 國際活動の分野においては、學術の國際連合にも比すべき國際學術連合に加盟し、その一員として、連年學術關係の國際會議に代表を派遣したり、我国における國際的學會の主催（例えば昨年の國際理論物理學會）や學術文獻の交換をなしている。海外の學術に関する情報の蒐集なども、重要な責務の一である。勿論これらの活動が理想的に遂行されているとは云えないが、學術會議の海外關係における代表機關としての意義は多くの識者によつて強調され、學術會議存続論の有力な支柱となつてゐる。

森 雄祐氏「日本學術會議の國際的使命」（毎日、二八・一二・二三）

四 会員の選挙

現在の会員は、約八万人の有権者の投票により選ばれ、二一〇人が一部よりオ七部まで三〇人づゝ配属されている。会員に対する各種の論評の主なるものを次に述べる。

／ 分類

「オ一部（文、哲、史）オ二部（法、政）オ三部（經、商）、オ四部（理）オ五部（工）オ六部（農）オ七部（医、齒、藥）」この分類が理論的に見てあらゆる科學を完全に分けたものとは云い難い。科學を適確に分けること 자체が無理なのであるから、右の分類も便宜上は今の所やむを得ないと云われてゐる。しかし家政、体育等の如く、その所屬の決定の困難なものが多いので、これらの諸単位の処理は一段の考慮が拂わるべきであろう。

2. 会員の出身

会員が思想、金權、學閥の代表として行動すると云う非難は新聞誌上にしばしば論ぜられてゐる。（例えは、毎日、昭二八年十一月十九日）。これらの論評が果して妥当か否か、会員の出身を次表によつて判断されたい。

國立大學	一三三人
公立大學	八人
私立大學	三二人

その他国又は公立の機関

二六人

民間機関

一一人

この中国立大学は、

七人

東大 三〇人 廣大

其他学芸大、御茶水、小樽、山形、農工、

京大 二三 阪大

横浜、千葉、信州、金沢、岡山、徳島、

東北大 一三 教大

高知、長崎、熊本各一人

九大 一〇 芸大

四、四、二

北大 一〇 神大

名大 八 一橋大

二

民間の團体又は会社等は、旭硝子KK、東洋高圧KK、住友電気KK、八幡製鐵KK、日立製作所、日本規格協会、中國研究所、中國電氣KK、三菱電機KK、世界經濟研究所等各一人である。民主主義科学者協会の推薦者で会員たるものは、約三〇名、全体の七分の一である。

3. 選挙

会員の選挙には罰則が設けられていないじ、有権者の郵送による投票

法であるため、種々の欠点が指摘されている。一、有権者の一括登録二、投票用紙の買集め三、学者が研究本来の使命から遠のき選挙運動のため空廻りする等が報ぜられている。(週刊朝日、昭二八年一一月二二日、毎日、二五年一一月一八日、時事二八年一二月九日)これ等の報道の真否を検討することは難かしいが、一部にかかる弊害の存することは事実であろう。この弊害は何処からくるか。我妻栄氏は次の如き述べられている。(「学者と選挙」読売、二五年一一月二七日)

(1) 本人が投票場に行つて投票するのではなく、郵送するのであるから、同志の投票用紙を集め一括記入して送付することが出来る。

(2) 投票は一人で三名書く。この方法は一つの大学とか研究機關とか協定するとお互に何人かを確實に当選させることが出来る。

(3) 有権者の標準は前記の通りで、雑誌などに掲載した価値低い論文又は内容の貧弱な口頭報告でも、研究の成果と僭称しえないこともない。故に計を弄すれば有権者の登録に不正が起りうる。

(4) 選挙に関する取締り規定は殆んどない。不正行為があれば無効になる

と云つても、不正行為が明確に規定されていない。

しかしこの選挙方法は長所もある。例えば一人で三票と云う異例も、複雑な学問分野に亘つて適当な代表を選ぶには優れた方法であり、全国に散在する有権者としては、郵便投票は極めて軽易な方法である。取締り規則のないことも、有権者が知性の高い学術研究者であることを考えると当然とも云える。この選挙規程は運用の余地多いもので、その妙味を有権者の良心によつて發揮させようとしたものである。

学術会議の発言力が弱いとか、予算獲得力に乏しいとかの諸理由から、本会議を文部省の如き一省の所屬とする案がある。これは学術会議活動の分野が、広く内外の科学者、科学行政機関との連絡すべき広範囲に亘るものであり、又勧告・答申が一省の利害から超越する必要があるので、現行制度の可を唱える人が多いようである。最近行政改革に伴い、本会議を民間に移そうとする案が伝えられているが、軽率に実施されるべきものではないようである。これらの理由は次の通りである。

(1) 今日において、日本学術会議を民間団体とすることは、日本学術会議設立の趣旨に反する。長しく軽率のそしりを免れない。

そもそも事の起りは、終戦直後のことで、日本を文化国家として再建するには、科学の振興と行政の科学化が何にもまさつて必要だという考えから、当時日本の科学振興の任務を担当していた代表的な二つの団体（帝國學士院、學術研究會議、日本學術振興会）を改組すべきだという意見が有力となつた。そして、迂回曲折を経た結果、昭和二十一年に、

全国の科学者から選舉された一〇八名のメンバーによる学術体制刷新委員会が成立したが、政府（片山内閣）は、これに対して、日本の学術体制を刷新するための案を作成答申すべき旨を諮詢し、その費用を支出した。そこで、右の刷新委員会は、昭和二十二年八月から活動をはじめ、各方面の意見を斟酌し、慎重審議を重ねた上で、翌年の四月に、学術体制の新しい構想を政府（芦田内閣）に答申した。その答申の主要な内容は次の三点である。

- (1) 日本学術会議法を制定して、日本学術会議を設けること。
- (2) 日本学術会議と密接に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機構相互の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することを目的とする科学技術行政協議会を、内閣總理大臣の所轄の下に、設けること。
- (3) 基本的諸科学の振興に対し責任をもつ行政機構を整備強化すること。

政府は、この答申を採択し、オ三国會の審議を経て、昭和二十三年七月

十日に日本学術會議法（法律第一二一號）を制定公布し、それに基いて、同年十二月に全国的な選舉が行われ、二一〇名の会員が選舉され。翌昭和二十四年一月に第一期学術會議が成立した。なお、政府は、右の答申に基いて、昭和二十三年十二月二十日に科学技術行政協議會法（法律第二五三号）を制定公布した。

日本学術會議は、かような抱負をもつて極めて慎重な準備を経て、成立したものである。

およそ科学技術の振興や行政の科学化というような問題は、急にその成果を期待することができないものである。前述の如く日本学術會議を、成立後今日まで、政府からの多くの多くの諮詢に答え、また幾多の重要な勧告をして、その成果に見るべきものが少くないが、しかもなお、過去五年の経験を基礎として、いよいよその真価を發揮すべき時期が到来したというべきである。従つて、いま急にこれを民間団体とするようなことは、成立に当つての慎重な準備を無視し、折角伸びようとする芽を摘みとるに等しく、全く無用有害の措置といわなければならぬ。

（1）日本学術會議の當む機能に鑑みるときは、これを政府機関として存置すべきものと思われる。

日本学術會議の成立の経緯について右に述べたように、日本学術會議は、日本を文化國家として再建するという国家目的を達成するためには、科学者に重要な任務を担当させることを目的として設けられたものである。このことは、既に、日本学術會議の本質が国家機關であるべきことを示すものといわねばならない。現に、前記科学技術行政協議會法には、政府と日本学術會議とが公式に連絡すべき事項を規定している。

また、学術上の切績顯著な科学者を国家において優遇する機關たる「日本學士院」は、日本学術會議で選考することになつてゐる。その他、現行の法律ないし行政機構のうちには、日本学術會議と直接間接に連絡すべきものとされている事項が少くない。これらのこととは、日本学術會議が、國家機關であることを適当とする証左であると思われる。

(2)

日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として」成立以後、I C S U (International Council of Scientific Unions) を始めとして、多くの国際的な学術団体のメンバーとなつた。これらは、いずれも、学術会議がわが国の国家機関たることを前提とするもので、今これを民間団体とすることは、国際的な信用に及ぼす影響も少くないと思われる。

(3)

一国の科学技術の振興をはかり、その成果をその国の行政及び産業にとり入れようとすることは、近時、世界の各文明国があい競つて、努力しているところであるが、そのためには、いざれの文明国にも、わが日本学術会議に相応する科学技術者の中全国的組織ができる。そして、それらは、悉く、純粹の国家機関であるか、少くとも、半国家機関たる性格を備えている。純粹の民間団体たる性質を有する唯一つの例外は、アメリカ合衆国のアカデミーである。わが国において、この唯一の例外に倣わねばならない理由はなかろう。戦後の疲弊したわが国においてこそ、日本学術会議を国家機関として、國

家がこれに対し全力を傾けて財政的援助をするとともに、その機能を十分に活用する必要があるのであるのではあるまいか。さればこそ、日本学術会議の成立に当つて異常な関心を示したG H Q が、アメリカ合衆国の例に反して、日本学術会議を国家機関とすることを適當と認めたのであろうと推測される。

もしこれを民間の特殊団体とするときは、第一に、その勧告や答申の行政上に及ぼす力が実際上甚しく減殺されることは、わが国の行政の現状に鑑みて、否定し得ない事実である。のみならず、第二に、その運営の上にも重大な支障を生じると考えられる。なぜかといえば、民間団体とするときは、たとえその経費を国庫によつて賄う方針を確立するとしても、科学の発達による学術会議の任務の増大に伴う経費の累増に応ずることは、実際問題として、不可能に近くなり、その上、事務局人員の充実に致命的な支障を生ずることは避け得ないと思われるからである。

オ二、日本学術会議を特定の省の所轄とすることについて、

(イ) 日本学術会議は、日本学術会議法の定めるように、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」ものであるが、同法二条一、このことは、決して特定の省の所轄事項に限定されるものではない。ことに、同法才三条の定める「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」ことや、同法才四条の規定する「政府所轄の研究所、試験所及び委託研究費に関する予算編成の方針」に関して政府が諮詢すること、同才五条の規定する「科学に関する研究成果の活用に関する方策」について政府に勧告することなどは、明らかにすべての省の所轄事項に亘るものである。さればこそ、日本学術会議と政府との連絡の衝に当ることを目的とする科学技術行政協議会は、總理大臣をもつて会長とするのである。これを特定の省一例、文部省の所轄とすることは、日本学術会議の任務が基礎科学の分野に限るものでなく、広く応用の面に及ぶものであることを忘れた所論といわざるを得ない。

(ロ) 日本学術会議は、日本学術会議法才三条才一項に定めるように独

立してその任務を行うものであるから、總理府の所轄としておいても、總理府の責務を重くするものではない。従つて、これを總理府の所轄から排斥することは、總理府の事務の整備という面から見ても、少しも加えるところがない。

～担当者 田尾山正茂～

科学技術庁設置法案に対する意見について 厚生省

(4)

各省の立場を離れ、國家的視野に立つて科学行政の総合的基本政策を樹立し、且つ、國家的見地に立ち各省間の科学行政で緊急に調整を必要とする事項、例えば航空、防災、科学技術資料の収集等の事項は、これを科学技術庁において一本にまとめて所管することは差支えないと考える。

(5)

併しながらに述べた科学行政以外の事項、例えは各省のみが所管する科学行政については、これを現状のままにしておく方が重複も少なく、磨擦を生ずる虞も少ないと考える。従つて社会保険、社会福祉、公衆衛生、医療等の当省所管の科学行政については、科学技術庁において所管することは不適当である。

(6)

かかる意味からして、各省と科学技術庁との関係は現在の各省と科学技術行政協議会との關係と同様に、各省間の科学行政の基本的事項の連絡調整を行うことが、科学技術庁を設置することの趣旨に纏み合目的であると考える。

(7)

従つて科学技術庁設置法案を次のとおり修正すべきである。

(1)

第三条第二号の総合調整は「基本的事項」の総合調整に限定すること。

(2)

第三条第四号の趣旨は、同条第一号に含まれるから削除すること。

(3)

第三条第五号の予算見積の総合調整は、科学技術庁が各省の科学研究予算を査定することとなると考え方られ、その上に大蔵省の査定を受けることは、行政事務簡素化の折から不適当であるから削除すること。

(4)

科学技術庁が自ら試験研究を行い又は試験研究機關を所屬することは、田で述べた理由よりして不適当であるから第三条第七号は削除すること。

(5)

第六条から第十一条までを(4)と同様の理由により削除すること。

(6)

附則第二項の科学技術行政協議会の改正条文第二条第一項第二号、第三号及び第二項を削除すること。

昭和二十九年二月四日提出
衆法第三号

内閣委員会付託

科学技術庁設置法案

右の議案を提出する。

昭和二十九年二月四日

提出者

松前重義　志村茂治　原
三輪壽壯　山口シヅエ　風見
章　茂　　福田昌子

池田正之輔

科学技術庁設置法

(目的)

第一条 この法律は、科学技術庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、科学技術庁を設置する。

2 科学技術庁の長は、科学技術庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

(所掌事務及び権限)

第三条 科学技術庁の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律

(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 科学技術に関する総合的且つ基本的な施策を企画立案すること。

二 関係各行政機関の所管に属する科学技術に関する事項の総合調整を行うこと。

三 科学技術に関する国際的事業の実施に関する事項をとりまとめること。

四 科学技術に関する研究及びその実用化の促進に関する事項の総合的な企画立案を行うこと。

五 科学技術に関する研究、試験等の助成その他科学技術の振興を図るための交付金、補助金等の予算見積並びに政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に要する予算見積につきその総合調整を行うこと。

六 資源の総合的利用及び防災に関する調査並びに関係各行政機関の資源の総合的利用及び防災に関する事務の総合調整を行うこと。

229

七 科学技術に関する試験研究(特定の行政機関の主管に属するものを除く。)及び調査を行うこと。

八 所掌事務に關し必要な資料の収集を行うこと。

九 科学技術行政協議会の審議を経た日本學術會議の答申又は勧告につき必要な行政措置を講ずること。

十 科学技術行政協議会の事務を処理すること。

(内部部局)

第四条 科学技術庁に、長官官房及び左の二部を置く。

企画調整部

資源調査部

2 長官官房においては、人事、会計及び庶務に関する事務をつかさどる。

3 企画調整部においては、前条第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

4 資源調査部においては、前条第六号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

(特別な職)

- 第五条 科学技術庁に、次長一人を置く。
- 2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。
- 3 科学技術庁に、科学技術官十人以内を置く。
- 4 科学技術官は、長官の命を受け、重要な庁務に参画する。
- 5 科学技術官は、上司の命を受け、専門的事項の調査に参画する。
- 6 調査官は、上司の命を受け、専門的事項の調査に参画する。
(附属機関)

第六条 第十二条に規定するものの外、科学技術庁に、左の附属機関を置く。

資源調査所

防災研究所

中央航空研究所

科学技術資料所

(資源調査所)

第七条 資源調査所は、地質及び地下資源の調査並びにこれに関する研究、技術指導その他これに附帯する業務を行う機関とする。

(防災研究所)

第八条 防災研究所は、風、水、地氷等の災害防止に関する研究を行う機関とする。

(中央航空研究所)

第九条 中央航空研究所は、航空及び航空機に関する技術の綜合研究を行う機関とする。

(科学技術資料所)

第十条 科学技術資料所は、内外の科学技術に関する情報及び資料の収集整理及び提供を行う機関とする。

(附属機関の組織等)

第十一條 資源調査所、防災研究所、中央航空研究所及び科学技術資料所の組織、所掌事務その他必要な事項については、それぞれ政令で定める。

(その他の附属機関)

第十二條 左の表の上欄に掲げる機関は、科学技術庁の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
科学技術振興審議会	地方産業及び輸出産業の発展に必要な技術の振興、新技術の工業化に必要な融資、海外科学技術の導入及び科学機関の輸入並びに海外科学技術習得のための渡航等について調査審議すること。
資源調査審議会	資源の総合的利用のための方策及び関係各行政機関が樹立する資源の利用計画の総合調整に關し調査審議すること。
防災審議会	防災に関する総合的施策についての重要事項を調査審議すること。
航空技術審議会	航空技術の研究に関する重要な事項及び関係各行政機関の相互の間の航空技術に関する行政の連絡調整のため必要な事項を調査審議すること。

(その他の附属機関の組織等)

第十三条 前条に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

(職員)

第十四条 科学技術庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）の定めるところによる。

(定員)

第十五条 科学技術庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。但し、第六条から第十一条までの規定は、別に法律で定める日から施行する。

2 科学技術行政協議会法(昭和二十三年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「措置」を「事項」に改める。

第二条を次のように改める。

(審議事項)

第二条 協議会は、左に掲げる事項について審議する。

一 科学技術振興の基本方策

- 二 科学技術関係の予算見積の基本方針
 - 三 国立研究機関及び政府出資の科学技術振興機関の新設及び改廃
 - 四 科学技術関係の国際条約への加入の可否
 - 五 政府が行うべき科学技術に関する国際的事業の実施の可否
 - 六 科学技術に関する関係各行政機関相互の連絡調整につき特に重要な事項
 - 七 日本学術会議の答申又は勧告を行政に反映させるために必要な措置
 - 八 政府が日本学術会議に諮問すべき事項の選定
- 2 関係各行政機関の長は、その所掌に属する事項のうち前項第一号から第五号までに掲げるものについては、あらかじめ協議会の審議を求めなければならない。
- 第四条第二項を次のように改める。
- 2 副会長は、科学技術庁長官をもつて充てる。

第八条を次のように改める。

一三

(事務)

第八条 協議会の事務は、科学技術庁において処理する。

3 資源調査会設置法(昭和二十七年法律第二百六十四号)は、廃止する。

4 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一總理府の項の序の欄中「經濟審議庁」を「經濟審議庁」に改める。

5 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表科学技術行政協議会の項の目的の欄中「措置」を「事項」に改め、同表中資源調査会の項を削る。

第十七条中「經濟審議庁」を「經濟審議庁」に改める。

第十八条の表中「經濟審議庁」を「經濟審議庁」に改める。

經濟審議庁	七年法律第二百六十三号
經濟審議庁	七年法律第二百六十三号

改める。

6 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

經濟審議庁	三九五人
科學技術庁	一〇〇人
計	六六、二三〇人

7 この法律施行の際、現に科学技術行政協議会事務局及び資源調査会事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて科学技術庁の職員となるものとする。

れる。

理由

科学技術の振興を図るため、科学技術に関する総合的且つ基本的な施策の企画立案、関係各行政機関の行う科学技術行政の総合調整及び科学技術に関する試験研究等を行うことを目的とする科学技術庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

10

1

285

裏面白紙